

ミスト装置設置に伴う給水装置工事補助金に関する取扱要綱

制定 令和元年7月1日局長決裁

改正 令和4年3月30日局長決裁

改正 令和8年3月31日局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市経済局が行う商店街活性化のための区・局・事業者等連携事業に水道局も協力し、ミスト装置を設置する商店街等への支援を通じて、熱中症から市民を守るための水道水を使った暑さ対策を実施することを目的とする。

(準用)

第2条 この要綱は、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）を準用する。この場合において、補助金規則の規定中「市長」とあるのは「水道事業管理者」と、「市」とあるのは「水道局」と、補助金規則第1条中「他の規則」とあるのは「他の規程」と、補助金規則第3条及び第4条中「市税」とあるのは「水道料金」と読み替えるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、「補助金」とは、水道局が水道局以外の者に対して交付する補助金で相当の反対給付を受けないものをいう。

(補助事業者等)

第4条 この事業で補助を受けようとする事業者等（以下「補助事業者等」という。）は、横浜市経済局にミスト装置の設置を申請している商店街等（以下「商店街等」という。）とする。

(交付対象)

第5条 商店街等がミスト装置を設置するための経費のうち、給水装置工事に要する費用を補助金の交付対象とする。

(交付金額)

第6条 前条に定める補助金の交付金額は、当該年度の横浜市水道事業会計予算で定める範囲内とし、給水装置工事1件当たりの上限額は50万円とする。

なお、設計審査手数料及び完了検査手数料は、給水装置工事に要する費用に含むものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業者等の内容を考慮し、

管理者がその都度指定するものとする。

なお、補助金交付にかかる申請は令和9年度をもって終了するものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) ミスト装置設置に伴う給水装置工事補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) ミスト装置設置事業計画書（第2号様式）
- (3) 給水装置工事場所及び工事内容に関する書類等
- (4) 給水装置工事に関する見積書等
- (5) ミスト装置性能証明書
- (6) その他管理者が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、前2項の交付申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定通知）

第8条 管理者は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を速やかに審査して交付の可否を決定し、ミスト装置設置に伴う給水装置工事補助金交付決定通知書（第3号様式）又はミスト装置設置に伴う給水装置工事補助金不交付決定通知書（第4号様式）を交付するものとする。

2 管理者は、必要があると認めるときは、交付に当たって条件を付けることができる。

3 管理者は、前条第3項ただし書の規定により交付申請がなされたものに関する交付決定については、通知に返還条件を付した上で、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を含めて決定するものとする。

（申請内容の変更等）

第9条 前条の決定を受けた後、当該補助金交付の申請内容を変更しようとするとき又は中止しようとするときは、補助事業者等は、ミスト装置設置に伴う給水装置工事補助金

交付申請の変更等申請書（第5号様式）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、管理者が認める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 管理者は、前項の申請に基づいて変更等を承認又は不承認することを決定したときは、ミスト装置設置に伴う給水装置工事補助金交付申請の変更等承認通知書（第6号様式）又はミスト装置設置に伴う給水装置工事補助金交付申請の変更等不承認通知書（第7号様式）により補助事業者等に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 補助金規則第9条第1項の規定により管理者が定める補助金交付申請の取下げの期日は、補助事業者等が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内とする。

- 2 前項の補助金交付申請の取下げは、文書により行うものとする。

（完了報告）

第11条 補助金規則第14条第1項第1号及び第2号で定める書類は、ミスト装置設置に伴う給水装置工事完了報告書（第8号様式）及び給水装置工事の領収書とする。

- 2 補助事業者等は、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、前項に規定する完了報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を完了報告書に添えて提出しなければならない。ただし、第8条第1項の交付決定において、当該仕入控除税額が減額して決定され、かつ、その決定金額から変更がない場合についてはこの限りではない。

（補助金の額の確定）

第12条 管理者は、前条の規定による報告を受けたときは、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを審査し、適合していると認めたときは、速やかに、補助金の額の確定を行うものとする。

- 2 補助金規則第15条の規定による補助金の額の確定通知は、ミスト装置設置に伴う給水装置工事補助金確定通知書（第9号様式）によって行うものとする。

- 3 補助金の額は、第8条第1項及び第2項並びに第9条第2項により通知した補助金の決定額を上回ることができない。

（補助金交付時期の例外）

第13条 補助金規則第17条ただし書きの規定は、適用しない。

（補助金の交付請求及び交付）

第14条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、ミスト装置設置に伴う給水装置工事補助金請求書（第10号様式）によって行わなければならない。

2 管理者は、前項の規定による請求書を受けた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金決定の取消し）

第15条 補助金規則第19条第3項の規定による取消しは、ミスト装置設置に伴う給水装置工事補助金決定取消通知書（第11号様式）により行うものとする。

（調査の実施）

第16条 管理者は、必要があると認めるときは、補助金の交付対象について、補助事業者等に対して資料の提出を求める等、調査を行うことができる。

（書類等の整備及び保存期間）

第17条 補助事業者等は、この補助金の交付対象となる施設に係る収支に関する帳簿、関係書類、領収書等の証拠書類等を整備しなければならない。

2 補助事業者等は、前項に規定する書類等を、交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 補助事業者等は消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、第11条の規定による完了報告を行った後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、ミスト装置設置に伴う給水装置工事補助金消費税等仕入控除税額報告書（第12号様式）により、速やかに管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により報告があった場合には、確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第19条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から実施する。